平成２３年（フ）第８７９号
さいたま市南区大字太田窪2963番地陽光台ハイツ102
債務者　飯島　直晃
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　紘司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月３日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第２２６号
函館市八幡町２番３号
債務者　結城　健治
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２２９号
函館市美原２丁目４番13号
債務者　佐々木雪枝
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第５２号
岐阜県大垣市東前１丁目81番地１　サカエコーポラス505
債務者　山本　　恵（旧姓田中・小林）
1　決定年月日時　平成23年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第７６号
岐阜県海津市南濃町境40番地45
債務者　柴田　法子
1　決定年月日時　平成23年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第８７号
岐阜県大垣市鶴見町678番地１　ハイム東海Ａ－３
債務者　武岡　　章
1　決定年月日時　平成23年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第８８号
岐阜県大垣市鶴見町678番地１　ハイム東海Ａ－３
債務者　武岡久美子（旧姓北濱）
1　決定年月日時　平成23年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第６２７号
埼玉県北本市中丸10丁目308番地
債務者　神山由紀恵
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６９８号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地１－７－204
債務者　庄子　　茂
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７０１号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地１－７－204
債務者　庄子　文子
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７０３号
埼玉県川口市芝西１丁目６番２号　205号
債務者　江良　定男
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７０９号
埼玉県加須市串作1061番地５
債務者　荒　美代子（旧姓長谷川）
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７２０号
埼玉県上尾市愛宕１丁目28番22号　荒井第２ビル303
債務者　畠山　秀明
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７２１号
埼玉県上尾市愛宕１丁目28番22号　荒井第２ビル303
債務者　畠山ゆかり
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３６４号
埼玉県所沢市中新井２丁目468番地　第３錦ハイツ１―103
債務者　松本　博志
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３６５号
埼玉県所沢市中新井２丁目468番地　第３錦ハイツ１―103
債務者　松本えみ子
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１４０号
岡山県倉敷市川入828番地
債務者　秋山　美佳
1　決定年月日時　平成23年６月６日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係